

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副 議 長	事 務 局 長	次 長	係 長	担 当	担 当	文書取扱主任		

平成27年 第1決算審査特別委員会 会議録

[illegible]

第1決算審査特別委員会（第1日目）

H27.9.9（水）10：00～

第 二 委 員 会 室

開 会 9：59

委員長挨拶

委 員 長

おはようございます。本日、平成26年度第1決算審査特別委員会の委員長を務めさせていただきます荒木でございます。そして、副委員長を務めます三上委員でございます。委員会の審議が滞らないよう努めたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

ただいまより第1決算審査特別委員会を開会いたします。

委員動静報告

委 員 長

ただいまの出席委員数は9名であります。

これより本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました事件は、

認定第1号 平成26年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について
の1件となっております。

事前審査説明

委 員 長

次に、審査の方法について協議いたします。

まず、日程についてですが、配付されております別紙日程表に基づきまして進めることとし、終了時間につきましては遅くとも午後4時をめぐり取り進めることでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委 員 長

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

次に、審査の進め方について協議いたします。

審査は、歳出は款別に、歳入は一括して行うものとし、節または細節で50万円以上の不用額について、また要する経費として予算額があり、執行額がゼロの場合は不用額の多少にかかわらず、説明を受けた後質疑を行い、討論、採決については最終日に行うことでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委 員 長

そのように決定いたします。

なお、意見は討論の際に述べていただくことになっておりますので、質疑は簡潔に行っていただき、特に決算以外の質疑は行わないようにご配慮をお願いします。また、答弁につきましては、部課長に限らず、内容を知り得る方で原則係長職以上の方が行ってください。なお、氏名、職名等を告げないで答弁の許可を得た場合につきましては、所属、職名、氏名を述べてから答弁をしてください。

2回目以降についても同様でございます。

次に、市長に対する総括質疑は審査日程の最終日、11日に予定しておりますが、審査の過程で特に留保したものに限るということによろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委 員 長

そのように決定いたします。

次に、討論ですが、各会派の代表の方等に行ってもらふこととし、その順番は会派清新、会派みどり、新政会、公明党、日本共産党の順とすることによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

なお、各会派から出されました討論要旨につきましては、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷配付することとなっておりますので、ご了承願います。最後に、資料要求の関係でお諮りいたしますが、予定される資料につきましてはお手元に配付されております。これ以外の関係で資料要求される方は、その都度要求を願い、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定したいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

資料要求

委員長

まず、冒頭に資料要求される方はございますか。

清水

それでは、2点要求したいと思います。まず、1点目は、平成26年度の地方交付税の算定台帳。2点目は、財政調整基金及び土地開発基金等も含めた基金残高の35市一覧、また起債残高及び標準財政規模との割合の一覧の資料。2点目については、2年前の決算審査特別委員会で要求したものと同一様式で結構です。

委員長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

委員長

ただいま清水委員のほうから、平成26年度地方交付税算定台帳、それから基金残高の35市の一覧等ということで資料要求がございましたが、まず所管は用意できますか。

堀 課 長

まず、1点目の地方交付税算定台帳については、用意ができます。2点目の基金残高と起債残高の全道35市の一覧につきましては、現段階で用意できるのは平成25年度の決算についてのものになります。

委員長

よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、所管で対応可能ということですので、清水委員からの要求がございました2件について本委員会として要求することに異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

所管におかれましては、清水委員から要求がございました2件について速やかに資料の提出をお願いいたします。

ほかに資料要求がないということですので、なしと確認いたします。

以上で審査の方法についての協議を終了し、早速審査に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、日程に従いまして審査を進めます。

総括

委員長

最初に、総括についての説明を求めます。

中島部長

(総括について説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑に入りますが、冒頭決定いたしましたとおり審査は款別に進めることとなりますので、総括は款別にわたらないように質疑をお願いいたします。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

1点目は、決算審査意見書で22年度の91.2パーセントから連続して悪化していると、経常一般財源収入額が1億2,058万円余りの減、また経常経費充当一般財源が1.5パーセント増という中身が書かれております。主な経常収支比率を計算するときの項目の増減について伺います。

2点目は、消費税ですが、昨年4月から8パーセントへ増税したと、市の歳出増について伺います。次に、地方消費税交付金は5億1,909万円ですが、消費税が上がったことによる増額分、また支出増については歳出の支出増、それから使用料等も上がっておりますので、それによる歳入増を含めた数字の比較について伺います。次に、この数字をもとに市の財政にとって消費税交付金は地方のためになっていると考えるかと、つまり消費税交付金の歳入とその支出増、恐らく支出増が7,000万円ぐらいになるのだと思いますので、その点について伺いたいと思います。

3点目、基金ですが、意見書の7ページで一般会計の基金は18億円余りと4億円余りの減でした。その要因として、2014年度から歳出増となったものについて伺いますが、燃料費については2013年度から見るとほぼ横ばいだったのかもかもしれませんが、一応燃料費の増額、また電気料金値上げによる増額分について伺います。また、中期財政フレームとの差について伺います。

4点目は、予算の目間流用の主なものについて伺います。

5点目ですが、行政財産の建物のセキュリティーについて、一般会計の中で、また指定管理施設も含めて夜間の機械警備が実施されていない施設と実施されている施設について、これは明らかに利用されていないものは除くということで、現在活用されているという施設に限定してお聞きをしたいと思います。また、施設名については必要ありません。

6点目は、情報推進で、事務概要の27ページですが、ホームページのアクセス数が約280万回なのですが、閲覧者は市民と市民外で把握をしているかどうか、またホームページの主な改善箇所について伺います。

7点目は、税の滞納者への罰則で、連帯納税義務がある徴収の滞納者で市のサービス制限が対象外になっているということはないか。ここでは、サービス制限の種類は20種類ぐらいありますので、個々にということではなくて、明らかに例外になっているというものがあれば、何件ぐらいあるとか、ないとか、そういったことでお伺いいたします。

8点目、臨時職員について、年齢構成別に10代区切りでお伺いいたします。次に、期間についてですが、11カ月働いて、そこで一度退職をして、その後も次の年度にまた雇用されるという方がたくさんいらっしゃいますが、5年以上、10年以上の人数、また全臨時職員に対する割合について、またこのような方については非常にスキルが高い方だと思いますので、嘱託職員化の検討はされたかということで伺います。

最後に、公有財産の活用状況ということで、公有財産の32ページを見ていただきたいのですが、ここに行政財産の建物がナンバー37から53まであります。このページについてのみで、全部聞くと時間がかかりますので、傾向を知りたいということでお伺いしたいのですが、37から53の中で賃貸料を取って貸している施設があれば、年間幾らで貸しているか、また無償の場合は無償ということで、無償については何番と何番、それぞれ金額がわかっているものは何番は幾らということで簡潔にお伺いいたします。

委員長
鎌田課長

それでは、答弁を求めますが、できれば順番どおりお願いします。

ご質疑にお答えする前に1点確認をお願いしたかったのですが、市の施設で機械警備が実施されている施設の関係だったのですが、それぞれの担当からお答えするような状況になると思います。ただ、さまざまな施設がございまして、建物でないもの、人の出入りがほとんどないものというようなものも含まれておりますので、お答えする対象施設についてはそれぞれの所管である程度整理したものということになるのだということをご了解いただきたいと思います。

委員長
万年係長

それでは、答弁をお願いいたします。

1点目の経常収支比率の増減の主な要因ということですが、まず収入にしましては市税が2,100万円ほどの増、そして地方消費税交付金が9,200万円ほどの増ですが、地方交付税が3億3,100万円の減、そして臨時財政対策債が5,800万円の減、これで2.5パーセントの減ということになります。そして、歳出にしましては、25年度の人件費の削減が終わりましてことによりまして26年度6,800万円の増、そして公債費にしましては1億5,500万円、三セク債の償還で9,100万円、そして事業団譲渡の関係で9,500万円ほどが増になっております。また、繰出金は9,800万円ほど増となっております。これは、後期高齢者連合の負担金が大きく伸びたものとなっております。ほかに減額とかもありますが、大きなものといましてはこの件です。歳出関連で1.5パーセントの増ということになっております。

堀 課 長

まず、消費税が5パーセントから8パーセントに上がった分の歳出の影響額でございしますが、概算となりますけれども、消費税がかかる対象であります物件費、維持補修費、建設事業費などから影響額を推計いたしますと、歳出の影響額は全体で1億5,000万円程度になると考えております。ただ、の中には補助金や起債の特定財源も含まれますので、一般財源ベースと考えますと約6,000万円程度となると思います。ただ、特定財源といいましても起債が17億円程度含まれており、一部交付税措置はありますが、これにつきましては後年度の負担ということになります。次に、地方消費税交付金の影響でございしますが、消費税率改定に伴う地方消費税交付金の増額につきましては財政力格差が拡大しないようにするため、普通交付税算定に用いる基準財政収入額に当面100パーセント算入されるということになっております。このため、直接市の財政へのプラスということにはなりません。消費税率改定に伴う増額分は社会保障費の貴重な財源となっているものであります。

次に、中期財政フレームとの比較、差ということですが、昨年度作成いたしました中期財政フレームは平成27年度から平成31年度の平均収支不足見込み額が5億4,600万円というものであります。これと比較をした場合、平成26年度の決算の基金繰入金、これが元金臨時交付金分の2億6,000万円を含めてであります。約5億円となっている状況でありまして、このフレームと比べた場合、同じような状況であると考えます。26年度ですので、当初予算との比較で考えますと、元金臨時交付金分を含めて当初予算では7億3,000万円の基金繰り入れを見込んでおりました。決算では2億円以上の基金の繰り入れをとめることができたものであります。この要因といたしましては、市税収入の予算に対する上ぶれ、そして歳出額の縮減ということになります。

続きまして、燃料費についてであります。燃料費につきましては燃料単価の

値下げに伴いまして、27年の3月議会、本年の第1回定例会において減額補正をしたところであります。次に、電気料への影響であります。26年度における電気料の値上げの影響額につきましては、25年度決算と比較をいたしまして約2,000万円の増となります。

法島主任級主事

私のほうから予算の目間流用につきまして、金額の大きなものを順に3点申し上げたいと思います。

1点目ですが、11款1項2目公債費、公債費、利子より11款1項1目公債費、公債費、元金への流用になります。金額は291万4,992円です。こちらにつきましては、平成26年3月に第二小学校耐震事業、第三小学校改築事業、西小学校耐震事業におきまして起債の借入れを行いました。しかし、その後翌4月に補助金の正式決定通知がございまして、借入れ時より補助金の額がふえたことから、結果的に起債額に不用額を生じたことから、繰上償還をしたものになります。続いて、農林業費、農業費、農地費、6款1項4目より農林業費、農業費、農業振興費、6款1項2目への流用になります。金額が73万4,400円です。こちらにつきましては、道の駅たきかわトイレ排気設備等改修工事代の支出のために流用したのになります。最後に、衛生費、保健衛生費、環境衛生費、4款1項5目より衛生費、保健衛生費、保健衛生費、4款1項1目への流用になります。金額は55万円です。こちらにつきましては、東町・緑町地区共同浴場組合運営費補助金支払いのために流用したのとなります。

松本係長

夜間の機械警備の関係のご質疑ですが、総務課所管の施設におきましては当直の職員がいる庁舎を除きまして、そのほかの施設については夜間警備を実施している施設が1施設、していない施設が1施設となります。

山崎課長

土木課のほうで所管しております施設は3施設ございます。その全てがセキュリティについては実施をされておられません。

中川部長

産業振興部のほうで所管している施設7施設ありまして、そのうち4つが機械警備が入っておりまして、3つは入っておりません。

横山課長

市民生活部の主管課ということで、市民生活部部分をまとめてお答えしたいと思います。

機械警備が実施されていない施設が13、それから実施している施設が1と。条例上に規定があります公の施設ということでお答えをさせていただきます。

景由課長

教育委員会で所管する施設についてご回答させていただきます。

まず、全小中学校、西高については全て入っております。その他の施設ということで、機械警備が入っていない施設が10件となっております。

杉山課長補佐

保健福祉部所管の施設でございますが、全11施設ありまして、全て機械警備が入っておりません。

田上課長補佐

ホームページのアクセスの内容についてですが、事務概要のほうにも示させていただいていますように274万2,071件アクセスがあるのですが、市外か市民の方かというアクセスの状況まで把握はできておりません。あと、主な改善箇所ということですが、平成26年度につきましては大きな変更点はございませんが、中国語の対応を一部追加しております。

山崎課長補佐

連帯納税義務がある徴収の滞納者で市のサービス制限の対象者になっているということはないか、サービスによる例外はないかというご質疑ですが、サービスによる例外はございません。

小畑課長補佐

臨時職員の関係でご質疑がありました。

遠藤係長

1点目の年齢構成でありますけれども、平成26年度末現在で在職しております臨時的任用職員が市役所側で全体で99人おります。その内訳、年代ですけれども、10代がゼロ、20代が14人、30代が19人、40代が19人、50代が28人、60代が18人、70代が1人となっております。それから、期間についてですが、ご質疑の中に11カ月ということがありましたけれども、12カ月が大原則の基本の単位となっております。ただし、運用上は3年間を一つの原則、目安としまして、3年間でたちましたら1年間お休みいただくということで運用させていただいております。そうした中で通算の年数が5年以上になる方については、こちらは紙から拾っておりますので、おおむねの数字ということになりますけれども、5年以上の方が21人、それから10年以上の方は9人ほどかというところがございます。割合にしましたら2割、1割ということになっております。それから、このような長期化されている方のスキルが高いということで、嘱託職員について検討したかというご質疑でありますけれども、年数がたちましたらスキルが高くなるということはあるのだと思いますけれども、あくまでその業務の内容が臨時的任用職員が担う業務ということでありましたら、臨時的任用職員として継続して雇うということになるというのが基本の考え方でありますので、業務内容が変わらない限りは嘱託職員化というのは検討したことはございません。32ページの普通財産の貸付建物についてですが、まず無償で貸し付けをしているものの番号ですけれども、3番、7番、8番、14番、15番になります。残りが有償で貸し付けをしているものでして、2番が緑町学生会館、年間貸付料が66万5,300円、旧寒地住宅相談所、年間貸付料が46万8,000円、4番の旧事業内職業訓練センター、年間貸付料が70万515円、5番、西町ふれあいホーム、年間の貸付料が324万9,200円、6番の旧滝の川保育所、年間貸付料が6万円、9番、ひつじの館、年間貸付料が19万9,656円、10番、旧農産物加工所、年間貸付料が15万6,000円、11番、市有住宅、年間貸付料が9万648円、12番、旧羽毛加工所、年間貸付料が6万7,200円、13番、旧江部乙中学校、年間貸付料が61万5,768円。なお、1番の旧職員住宅については、現在借り手がいないので、貸し付けをしていない状況です。

清 水

セキュリティーについてですが、機械警備を設置するかしないかの基準について伺いたいと思います。

2点目は、ホームページなのですが、アクセスの対象、市民というのはなかなか難しいのか、別にアンケートとかをとらないとこれはわからないのだと思うのです。やはりお客さんあつてのホームページですから、その市場調査というか、誰が見ているのだというのは調査しているのかと思って聞いたのですが、なぜ調査をしていないのかということでお伺いしたいと思います。

3点目は、臨時職員についてなのですが、5年から10年市役所で勤務されると、確かに単純作業が多いとしても、それはそれなりにスキルは上がるのではないのかと思うのです。そういう意味で、そういうふうには考えて雇用していないのか。逆に言えば、スキルが上がらないのであれば、臨時職員を10年以上も雇用しないで、別の人に振りかえるとか、障がい者の雇用枠とか、これはまた別だと私は思いますけれども、スキルが上がっているのであればというように見てこなかったのか、ちょっと残念なのですが、もう一度お伺いしたいと思います。

公有財産については、それぞれ公募をかけて、競争で高いところに貸すという

ことが原則になっているのか、それともなっていないのか、状況について伺います。

委員長 清水委員、1点目の施設の基準の関係なのですが、市全体としてそういう基準があるのか、それがないとなれば各所管の中である点の基準を持っているかということでもいいのですか。

清水 高橋部次長 市全体でお願いします。

施設のセキュリティーということでのご質疑でございますけれども、施設においては今答弁しましたように多種多様な施設がございます。それで、例えば庁舎とか美術自然史館は警備の人を置いて警備をしているというようなこともありますので、それぞれの施設の目的、それからどんなものを管理しているか、用途、そういうものを各所管の施設管理者が勘案をした中で、どのような管理体制をとるかということをごそれぞれ決定しております。その管理体制のとり方については、特に経済的な面も含めた中で管理体制を検討しているということでございます。市全体で基準として一律にこういう管理体制をとりなさいという形はとっておりません。

田上課長補佐 ホームページのアクセスの状況ですが、我々のほうとしてはアクセスログという形で、どういうページにアクセスされている、このページに何件アクセスされているという状況は把握しております。実際に把握している内容は、IPアドレスですとか、そういう形で相手はわかるのですが、それが実際どこから来ているかまではさすがに判断がつかないという状況で、先ほどは答えできないということでしたが、トップページが実際1年間で21万8,285回見られております。観光ページにつきましては、観光のトップページが3万5,793回、大体2割弱であることから、大体対外的といいますか、市民以外の方の参照はこの程度ではないかと認識しております。

小畑課長補佐 再度のご質疑があった臨時職員の嘱託化の件でありますけれども、基本的に臨時的任用職員というのは補助的業務についているとなっておりますけれども、その業務の中身が変わらなければ、年数が経過しても嘱託職員を検討するということは考えておりません。しかしながら、スキルが上がってきますと、その仕事以外にもその所属の全体の仕事の割り振りの関係で例えばプラスの業務が発生してきたとか、そのほか1人工として力を発揮するようになってきたということが起きてきましたら、全体の職員配置の中で嘱託職員化ということになる場合もこれまであったのかもしれませんが、基本的に仕事の中身が変わらなければ変わらないという考え方でおります。それと、先ほど5年以上、10年以上ということで人数もお示ししましたけれども、委員におっしゃった障がい者雇用の関係ですとか、年限を切らないで採用しているという関係がありますので、先ほど申し上げた人数の中にも入ってきておりますのと、それから先ほど原則3年という話の中で一部例外といいますのは、障がい者雇用のほかに、例えば資格を持った、あるいは特殊な技術を持った方の配置がされている職員については例外規定を用いて年数が長くなっているということがございます。ただ、そうした職員についても、同じような資格、技術を持った嘱託職員と比べて、その業務の質がどうかというところで嘱託とすべきか臨時とすべきかという判断をしておりますので、そういった中で運用しているということでございます。

遠藤係長 公有財産の貸し付けの関係ですが、普通財産につきましては基本的に貸し付け

ることを前提として考えている建物ではございませんので、申し込みがあった場合にその目的等を確認しまして、貸し付けることが可能であればその都度貸し付けるといようなことをしております。

清 水 まず、セキュリティーについて、一律の基準があるわけではないので、それは当然なのですが、先ほどのご答弁だと現在例えば保健福祉部でいうと11分のゼロという状態なのです。こういったことでは恐らくだめかなと私は思うのですが、現時点で必要だと考えている施設があるのかお伺いをしたいと思います。

委 員 長 2点目は、公有財産なのですが、普通財産だから売却するというのが基本だと。そのときに申し込んできた、これは当然あり得ることで、その場合に適正な価格をどのように決めているのかについて伺います。

清 水 1点目は保健福祉部にお伺いをすることでもいいのですか、11施設とおっしゃったのですけれども、多分判断がつかないと思いますが、それでよろしいのですか。

遠藤係長 よろしいです。

公有財産の関係ですが、普通財産の貸付料につきましてはその都度市長が定めるということになっておりまして、その申し込みの内容ですとかを勘案して、その都度貸付料については決定しているところであります。

杉山課長補佐 保健福祉部所管の11施設につきましては、現在のところ機械警備を導入する検討はございません。

清 水 まず、公有財産については、あくまでも私が質疑に貫かせているのは競争性なのです。市長が勘案するとか、それはそれでいいのですけれども、その場合どういう競争性を入れているのか、入れていないなら、入れていない、あるいは参考にしているものがあるのなら、ある。あるいは、申し込みがあった時点で、例えば私は市の普通財産の賃貸例で一部しか聞いていませんので、ある建設業の会社に貸していると、それは車庫として貸しているのです。非常に安価だと私が思った事例があるのです。ここを車庫として貸すのであれば、もしそこで公募したらもっと高い値段で貸せるという事例が私はあるなと思って質疑しました。そういう点で、どのように競争原理を働かせているか、あるいは適正であれば何かを参考に決めていたりとか、そういうことでお伺いしたい。

それと、セキュリティーについては、私は名前は言いませんけれども、ある重要な施設がセキュリティーがかかっていないというのが私なりにわかって質疑しているのですが、そういう点で保健福祉部は、たまたま11分のゼロだったので、特に市民生活部ということで、名前は言わないで、ここは必要かなと思っている施設があるのかどうかお伺いします。

委 員 長 清水委員、2点目について、何か問題意識があるのだったら、個別の施設名を挙げてください。それと、1点目については、需要があった場合に対応しているのであって、もともと貸す目的でないという施設だという答弁があるので、それで答弁になりませんか。もう一度伺いますか、同じ回答になるかもしれませんが、質疑を変えるとか、わかりやすくお願いします。

清 水 セキュリティーについては、施設名はできれば出したくないので、これは個別にということで、取り下げます。

また、公有財産のほうについても、それはそれでそういう方針だということがわかりましたので、質疑なしということで、終わります。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。

柴 田 関連で質疑させていただきたいのですが、先ほどの嘱託職員の質疑で、今のご答弁だと年数がたてば嘱託職員の道も過去もあったし、これからもあると聞こえたのですけれども、そもそも嘱託職員の定義というのは専門性を有する者という、その基本的な原則があった上での嘱託職員だという認識なのですが、現状は変わっているのでしょうか、確認をさせてください。

小畑課長補佐 答弁が伝わらなかったのかという部分があるかもしれません。清水委員のご質疑の中では、長期化することによってスキルが高まるということで、嘱託職員化を検討すべきではないかという、検討したことはあるかというご質疑だったので、私が答えようとしたのは、長期化、期間が長くなることだけによって嘱託職員化ということにはなりませんというお答えをさせていただきました。あくまでその業務の中身が臨時的任用職員の中身として業務の内容が変わらないのであれば、それは何年たっても臨時的任用職員であるということです。ただ、再質疑の中で、そこにスキルが高まったことによってほかの業務が加わってきたとか、そのものの業務が変わってきたときに、あるいは一つの専門的な業務をこの人に完結させるというか、任せるといった業務内容に別な状況が出てきた場合には嘱託職員化をこれまでもしたことがあったということでご説明をしております。決して年数がたてば嘱託職員化していくということではなくて、あくまでその業務内容によって臨時もしくは嘱託職員が決まるということでありますが、そこにどういう基準があるのかというところは具体的な基準はないといえますか、嘱託職員については専門的なスキルを持った方と、そういうような基準も持っておりますけれども、具体的な細かい基準というのはありませんが、臨時が適切か、嘱託が適切かというところで個別に判断して対応しているところでございます。

柴 田 例えば新たな業務が入ってきたら嘱託を検討すると言うのですけれども、それは正規職員ではないのですか。嘱託を置くということは、例えばその職場に専門性を有する人間がいなくなった場合に、その事業を完結する上で必要な嘱託職員を、専門性を有している者からその業務についていただくと、それはあくまでもその業務が終了するまでの間というものが嘱託職員であって、本来新たな業務が入ってきてスキルが必要だという判断をするのであれば、それは業務として正当な業務ですから、臨時の業務ではないですから、それは正規職員化をするということに私はなと思うのですが、それは違うのでしょうか。

鎌田課長 これまでご説明申し上げている中身は、臨時職員に担っていただくべき仕事と嘱託職員に担っていただくべき仕事というのがありますと、臨時職員としてスキルが上がってきたときに、これまで担ってきた仕事に対するスキルが上がって新たな仕事を担っていただくような場面が出てくるのだというようなことがあれば、それは嘱託職員の仕事の領域に近づいてくるというようなことがあれば、その部分を検討するのだということでの答えなのです。最初から予定されて、ここの部分に嘱託職員を配置するのだというようなことが最初から予定されるような状況であればそれはそれでいいのですけれども、そうではないような状況というの中にはありますので、仕事はいろいろ変わりますから、そういったところで判断しているということでご理解いただければと思います。

柴 田 どうも私の認識と違うのです。それは、正規職員化ではないのですか。あくまでも臨時的任用職員に行わせるべき業務というのがあって、スキルが上がってきて他の業務もこなし得る人材になった場合には、それは嘱託職員ではなくて、

あくまでも本来の業務に携わらせるのですから、それは正規職員が担うものだ
というご認識はないのですか。あくまでも嘱託職員は、その業務に不足してい
る専門性を補うために短期間あるいは長期間にわたってでも期間を切って採用
するものだと思うのですけれども、多分、私の言っていることがこれまでも本
来的な嘱託職員あるいは正規職員、臨時的任用職員の取り扱いだと思うので
すが、私は変わったことを申し上げておりますか。

委 員 長

正規化とおっしゃったのは、例えば現有の臨時職員でも嘱託職員でも、一定の
中途採用試験というか、そういうものをくぐっていかなければいけないのだと
思うので、おっしゃっている内容はよくわかるのですけれども、配置するのは
正規化が妥当なのか、嘱託職員が妥当なのかということの範囲ということによ
るのでしょうか。

柴 田

スキルアップすれば何か嘱託職員の道があるというお話になっているので、嘱
託職員、臨時的任用職員、そして正職員という、これはきちんとしたものがあ
ると思うのです。だから、業務がどういう形の形態をとるかということで必要
な職種というのは当然決まってくるわけで、それで臨時的任用職員が必要だと
されれば臨時的任用職員を配置しないとだめです。ただ、専門的ないろんな見
地、例えば英語のスキルが必要だということであれば、英語が堪能な方の助け
を求めて嘱託職員を雇うだとか、そしてそうではなくて業務自体の形態が変わ
ったのだと、これを担うためには、日常的な業務、恒常的な業務になるのだっ
たら、これは正規職員を配置しないとだめです。ただ、正規職員を配置する場
合に臨時的任用職員のスキルアップした人間が入ってくるのは、それは全然問
題ないとは思っているのですけれども、その線引きがどうも今の説明だと一生懸命臨
時職員をやって、10年やって、15年やって、課長あたりがスキルアップを認め
たから嘱託職員にするかというような話に聞こえてしまうので、そうではない
ということの確認をさせてください。

鎌田課長

前段、清水委員からの質疑のご答弁を引きずった形で答弁したので、おかしく
なってしまったということです。臨時職員と嘱託職員の考え方につきましては、
柴田委員がおっしゃられているとおりで間違いはございません。ただ、例とし
てこういったことがあったということを述べた部分でございます。そこで誤解
を招いてしまったということで、その部分についてはおわび申し上げます。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

それでは、以上で総括の質疑を終結いたします。

それでは、款別の審査に入りますが、冒頭申し上げましたとおり、所管からは
50万円以上の不用額、また執行額がゼロの場合は不用額の多少にかかわらず説
明を受けることと再度確認をいたします。

議会費

委 員 長

議会費の説明を求めます。

菊井事務局長

(議会費について説明する。)

委 員 長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 以上で議会費の質疑を終結いたします。

総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費、災害復旧費

委員長 次に、総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費、災害復旧費を一括して説明を求めます。

中島部長 (総務費から災害復旧費について総務部が所管する部分等について説明する。)

館 部 長 (市民生活部が所管する総務費について説明する。)

委員長 説明が終わりました。

木 下 これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

1 点目、91ページ、2 款 1 項 1 目、総務費の一般管理費、補償補填及び賠償金 1,062万7,186円の内訳はどのようになっていますか。

2 点目、91ページ、2 款 1 項 1 目、総務費の一般管理費、電子計算事務に要した経費のうち、その他の諸費8,650万5,804円の内訳はどのようになっていますか。

3 点目、93ページ、2 款 1 項 1 目、総務費の一般管理費、職員研修に要した経費694万8,196円のうち、事務概要11ページ、市町村職員研修センター派遣研修、受講者は全体で64人ですけれども、项目的に女性の職員は何人いたでしょうか。最後の質疑、103ページ、2 款 1 項 7 目、総務費の市民生活推進費に要した経費のうち、街路灯設置費補助金2,942万8,000円、平成25年度は1,144万3,200円、上がった要因は団体の数だと思えますけれども、どのようなことでこのように1,000万円以上も上がったのかお聞きます。

杉山課長補佐 91ページ、庶務事務に要した経費、補償補填及び賠償金の内訳でございますが、この額につきましては生活保護詐欺事件に伴います原告側弁護士への支払いの額となっております。内訳につきましては、判決によります支払い請求額1億3,465万円をもとにいたしまして、北海道合同法律事務所の報酬基準に基づき算出したものです。着手金といたしまして347万6,182円、報酬といたしまして715万1,004円、以上の着手金と報酬の合算でございます。

田上課長補佐 電子計算事務に要した経費のその他諸費8,650万5,804円についてお答えいたします。

電子計算事務に要した経費のその他諸費の内訳としましては、主なものとして、まず委託料、住民情報システム運用委託業務723万3,367円、そして使用料及び賃借料としまして、住民情報システム賃借料3,258万7,560円、住民情報システム使用許諾契約1,944万円、住民情報サブシステム賃貸借1,275万6,240円、住民情報システムサーバー等賃貸借517万2,300円、住民情報システム用クライアントパソコン等機器賃貸借409万3,740円、住民情報システム用ネットワーク機器賃貸借132万5,445円です。

小畑課長補佐 職員研修の関係で、北海道市町村職員研修センターに派遣した職員の数64人のうち女性職員の数ということでありますが、女性職員については21人となっております。これは、市役所全体の職員数に占める女性の割合と同じ割合の女性が行っているということになります。

半井課長補佐 平成26年度の街路灯設置補助金が増加した主な要因としましては、LED灯への切りかえを積極的に促進した成果として各団体がLED灯への切りかえを行

ったことによるものでございます。市では、平成24年9月からLED灯への切りかえを補助の対象としまして、25年度から本格的な取り組みを始めました。平成25年度は、初年度ということもありまして大きく数字が伸びることはありませんでした、その後電気料金の値上げ等を見据えた中で、平成26年度予算において街路灯LED切りかえ促進に大きく方向性のかじをとりまして、前年比約2.5倍の予算を確保しましてLED灯への切りかえの促進を図ったことが大きな要因となっております。補助対象団体ですが、25年度が72団体に対しまして、26年度は90団体に補助しているという形になります。

木 下

職員研修に要した経費のうちの市町村職員研修センター、事務概要の中の11ページ、この女性が行った研修を教えてください。

小畑課長補佐

今再度ご質疑のありました女性21人が参加した研修でありますけれども、まず課長補佐職を対象にした管理能力研修というのがございまして、そちらのほうに数名行っております。それから、係長職に課しております指導能力研修というものに数名行っております。それから、係長職に必須として課しております政策形成の中級研修ですとか、あるいはクレーム対応の研修、それからコミュニケーション能力研修、それから担当職員に課しておりますさまざまな法律の関係の研修が主な内容になっております。

委 員 長
清 水

ほかに質疑ございますか。

まず、99ページ、ストックマネジメントで、公共施設長寿命化調査業務委託料388万8,000円についてどのような成果が上がったか、また成果品、報告書等の活用について伺います。

次、101ページ、市民生活推進費で、決算資料では29ページをごらんください。A3の資料の上部にコミュニティ施設の資料が載っております。これを見ながら伺いをいたしますが、まずコミュニティ施設管理代行負担金は2,260万円余りで、各コミュニティ施設の収支差額、また支出分の差額を私なりに計算してみましたが、差額が高いほうから1番の東滝川転作研修センターが27.3万円、これは資料でいうと右端に載っている数字です。右端の一番下が東滝川です。これが支出に対して12.3分の1と、また扇町見ると20万4,000円、これは12.5分の1、本町地区が17.1分の1、一方低いほうでいうと大町が9.1万円で23.8分の1、幸町地区で1.1万円、283分の1となり、いずれも課税される上限額の12分の1を下回りました。支出額の12分の1を上回ると課税されるということで、これを回避するということがずっと慣例でされてきていますが、そこで一応確認ということで、市への返還額はあったか、2点目、備品購入費はあったか、3点目、主な建物、外構の修繕、また設備、機器の点検、修理について金額上位で5件をお伺いします。また、4点目として、各運営委員会は10万円前後の利益を結局出したわけですが、必要な支出を抑制してこの利益を確保するといったことになっていないかどうかを確認したいと思います。次に、この差額、いわゆる経常利益ですが、運営委員会で決算後処分できると思うのですが、確認をしておきたいと思います。また、差額が大きい場合、次の年度、これであれば新年度の代行負担金額を下げる要素にはならないのかということで確認をしたいと思います。

次、徴税費で108、109ページ、連帯納税義務については平成24年11月からホームページ掲載、納税通知書への制度説明リーフレット同封開始。そこで、代表者が滞納すれば即連帯納税義務者に告知、督促という流れがほぼ完全に実施さ

れたか。次に、連帯納税義務の滞納総額について、また、滞納の解消はどの程度進んでいるのか、差し押さえまで進めているのか。市民が急に告知されて困っている事例はないのか。また、連帯納税義務に関する相談の概要について伺います。

223ページ、職員費で嘱託職員の手当の総額、決算書では職員の手当が大半、99パーセントぐらいだろうと思いますが、わずかながら嘱託職員についてもあると思いますので、お伺いをしておきたいと思います。手当という表現が正しくなければ、加算ということでもよろしいのですが、項目別の内訳、また、嘱託職員についても先ほどと同じように年代別の構成を伺います。

高橋係長

1点目の公共施設長寿命化調査委託の成果についてですが、この調査の結果将来的に検討している公共施設の計画的な修繕や長寿命化計画策定の際の資料となったほか、今回の業務委託において施設の現況を調査することで施設の修繕優先度の評価とそれぞれの部位ごとのおおよその改修費用というものが算出されて、成果として得られております。当課としましては、公共施設の情報の一元管理による効率的な施設管理を検討しておりまして、今回の調査結果を受けまして、当課としても再度施設点検、そして情報管理、そして予算化、保全の実行といったこういう施設のメンテナンスサイクルの確立を目指していくこととしております。このようなことから、施設の安全性の確保、効率的な施設の維持、保全を目指す上で次年度以降の修繕予算の計上及びメンテナンスサイクルの確立に向けてこれらを活用してまいりたいと考えております。

横山課長

コミュニティ施設の関係で何問かご質疑いただきましたので、答弁いたしたいと思います。

まず、26年度の各施設の決算において市への返還額はあったのかということでございますが、12館ともございません。ゼロ円ということでございます。

2点目でございます。備品購入はあったのかということでございますけれども、これは5月27日の厚生常任委員会の配付資料の中にも記載させていただいておりますとおり、12館中10館で備品購入がございまして、108万5,071円分の備品購入をそれぞれ行っているということでございます。

3点目でございます。修繕等の関係でございしますが、昨年度各運営委員会が行った修繕ということで上位5つを答えさせていただきますけれども、一番大きかったものは、特に5件のうち4件が会議室等のLED照明への交換というのが主になっております。一番大きかったのが東地区コミュニティセンターでLED照明交換、36万3,744円。それから、江部乙地区コミュニティセンターで同様にLED照明の取りかえ、1階の手前の部屋を24万3,000円、それから奥の部屋もやりまして24万3,000円、同額の同じ灯数でございます。それから、東滝川地区転作研修センターにおきましてLED照明の交換で19万円。それから、本町コミュニティセンターにおきましては、調理室の床の張りかえをやっていただいております。16万2,000円。これが上位5つということでございます。

4点目でございますけれども、支出の抑制は図っていないのかということでございますけれども、備品購入ですとか大型修繕、こういったものにつきましては残見込みなどの状況を市と運営委員会のほうで双方確認して、相談しながらということとはございますけれども、支出の抑制を図るといったようなことは行っておりません。

それから、差額と申しますか、経常利益といいますか、ここの部分でございま

すが、運営委員会で処分できると思うけれどもということでございますけれども、私どもこちらの差額につきましては余剰金ということで繰越金と捉えてございます。もちろんこれを運営委員会のほうで使っていただくというのはできるということでございます。なお、ただ次年度の負担金が支出されますのが4月20日前後になります。それまでのランニングコストはある程度必要だということは市と運営委員会と双方認識しながら取り進めているところでございます。差額が大きい場合、新年度の代行負担金額を下げる要素にならないかということでございますが、この部分につきましては次年度には影響しないということでございます。

山崎課長補佐

まず、代表者が滞納すれば即連帯納税義務者に告知、督促という流れは完全実施されたかというご質疑についてですが、滞納が発生して即自動的に連帯納税義務者に対して納税の告知や督促を行うのではなくて、個別に判断して対応しております。

2点目の連帯納税義務の滞納総額についてでございますが、特に連帯納税義務のケースのみの滞納総額については算出してございません。

続きまして、滞納の解消はどのように進んでいるのかということでございますが、連帯納税義務者に納税の告知、督促を行ったことにより滞納が解消した事例はございます。ただ、具体的な金額については集計してございません。

続きまして、差し押さえを進めているかについてでございますが、こちらについても他のケースと同様、必要に応じて実施しております。

続きまして、市民が急に告知されて困っている事例はないのか、また連帯納税義務に関する相談の概要についてでございますが、代表者以外の連帯納税義務者に対して納税の告知を行った際に、今まで届いたことがないのにどうして納税通知書が送られてきたのかという反応はございます。その場合については、連帯納税義務の制度の説明を行い、その上で滞納額の一括納付があり困難であるというようなケースについては適宜納税相談を実施してございます。

小畑課長補佐

ご質疑いただきました職員費の嘱託職員の手当の関係でございますけれども、嘱託職員の場合は手当という形ではなくて、報酬に加給するということで報酬ということになります。ここに記載されております決算額2億6,327万1,401円の内訳としまして、超過勤務手当の相当分として597万8,858円、通勤手当の相当額として281万7,700円、それ以外は基本給の部分という内訳になっております。それから、年齢構成であります。26年度末、27年3月31日現在で市役所側で在籍しております176人の嘱託職員の内訳であります。10代がゼロ、20代が19人、30代が23人、40代が42人、50代が50人、60代が41人、70代が1人となっております。

清 水

まず、公共施設についてですが、活用されている状況はわかりましたが、これについては議会にはまだ報告書について報告されていないと思うのですけれども、今後報告書について議会への報告、あるいは公開等について伺います。コミュニティセンターについては、まず繰り越しにすることなのですが、これは指定管理施設の収支が全部載っていますけれども、恐らくほかの指定管理施設は、例えばふれ愛の里だとか、文化センターだとか、これは繰り越していないのではないかと思います。つまりその会社の会計で補充したり、あるいは利益が出たらそちらに持って行って、翌年度はまたゼロからスタートになる。一応確認します。もしそうだとすれば、なぜこのコミセンだけ繰り越しと

いう手法を使うのか。4月20日までお金がないと言いましたけれども、あくまでもそれは年度のときにお金が足りなければそれをどこから流用すればいいだけの話で、例えば十数万円残っているものを繰り越さなければならないという理由にはならないし、指定管理を代行してやった成果として当然利益は指定管理を受けた方たちの所有物と考えるべきだと思うのですが、ちょっと意外な答弁だったので、収支の表が今まで示されていたのだけれども、今回出ていないので、こういう疑問が出たということでお伺いします。

それと、職員費ですが、特殊勤務手当は嘱託職員にはついていないのです。特に建設部は、嘱託職員の方でも結構危ない業務をやられている方がいらっしゃるかと思います。それが特殊勤務手当の定義にはまっていないということがあ
るのかもしれませんが、準ずるような業務をやられている方がいらっしゃるのではと思って聞いたので、確認をしたいと思います。

高橋係長

長寿命化調査の結果の公開等々についてのご質疑でございますが、この調査の結果現時点で得られたのは今後のマネジメントを進める際の基礎資料であり、現時点において市として何らかの意思決定を行ったものではないので、現時点では調査結果の公表は行っておりません。今後個別施設の検討の際にそれぞれの施設の調査結果を示しながら、これらのデータもご活用いただきながら検討させていただくこととしたいと考えております。

横山課長

繰り越しの関係でございますけれども、例えばほかの施設の詳細を承知しているわけではございませんけれども、ある団体があって、いろんな活動をしている中で例えばコミュニティセンターの管理をしているというような場合もあるかと思うのですけれども、コミュニティ施設運営委員会の場合はまさしく施設管理しかしていないと、ほかに会計通帳といいますか、帳簿を持っているわけではないという特徴がございます。そういったこともございますので、あえて施設会計の通帳から会社の本体の会計に入れるというような形にはならないような組織となっております。先ほど申しましたように、それぞれ繰越金というのが出ておりますけれども、またそれをもとに、例えば具体的に申し上げますと東滝川地区転作研修センターというところがございますけれども、年度当初に21万円ほど繰り越しがありまして、それをいろいろ運営していただいて最終的には27万3,432円、次年度への繰り越しが出たということでございますので、その部分で差し引きということになりますと6万円になるかとは思いますが、それぞれの団体におきましてはこの施設管理のみということで、別会計での会社としての利益としてのカウントというのはしていないと認識はしてございます。

小畑課長補佐

特殊勤務手当、手当というものが支給できない中にあって、そういった業務に着目してどういうふうに差をつけるかとか、それを織り込んであげるのかということになるかと思っておりますけれども、手当というものの支給、特殊勤務手当というのは特に今は定められておりませんので、本給の中で差を設けるといい
ますか、それぞれの職種に応じて、こういった業務だから、通常の事務職員はこうだけれども、こういう技能を持った方についてはこういう報酬額にするかというところで、基本の報酬額で差をつけているということでございます。

清 水

指定管理については、私は簡潔に、他の指定管理とこのコミセンの指定管理で繰り越しの扱いが違うということが指定管理という制度の中で両立するのかということを知っているのです。何かどろどろとした話を聞いているのではなくて、

制度的にこれが共存するののかということを聞きたいわけです。相手が運営委員会で、法人でもない、みなし法人でもない。みなし法人でないという言い方は、当然通帳ぐらい持っているでしょうから、みなし法人ぐらいにはなっているのだと思うのだけれども、持ってもためておく場所がないからというのは、これは全然理由にならないと思うのです。制度的に共存するののかということでお伺いしたいと思います。

それと、公共施設については、人口減少と同じで5年後、10年後にやっても遅いということが公共施設マネジメントの考え方なのです。いかに早くやるかというときに、情報を市長部局で握ってしまうということがどうなのかと。議会や市民にも公表して、あの施設を直すのにこれだけかかるのだと。市民的に隠す必要はほとんどないと思うのです。そういう意味で、この方針、計画との整合性からいったら公表、公開していくべきではないかと思いますが、お考えを伺いたい。

壽崎係長

指定管理制度の関係でございすけれども、基本的に制度といたしましては複数年の基本的な契約がございまして、それに伴ってある施設におきましては単年度ごとの契約であったり、もしくは債務負担行為を設定した中で当初から複数年を契約するというようなことはございすけれども、基本的に指定管理者が自己努力だとか企業努力によって生み出されたお金というのは、当然に毎年赤字では困りますので、黒字を生み出していただいた中で市民へのサービスを上げていくと、そういった施設の目的からしましても、繰越金という形でお金が残ることについてはむしろ望ましい部分でございすので、それについては問題がないと判断してございす。

高橋部次長

先ほどの長寿命化調査の結果の公表ということでございすけれども、今回の調査につきましては今までの事後保全型の修繕というものを今後施設のメンテナンスサイクルを確立していくという公共施設マネジメント計画に沿った基礎的な調査であるということでございまして、個別の施設について具体的に細かく予算のような査定をしたということではない部分でございすので、その部分を全体的に公表するという形ではなくて、今後メンテナンスサイクルの確立に向けて長寿命化計画というようなものにステップアップさせていくための事前調査ということでございすので、公表を特に考えていないということでございす。

清 水

指定管理については、繰り越しは望ましいと言われました。そうだとすれば、コミュニティ施設以外にたくさんある。これでいえば全部で43あるうち、コミュニティ施設は12ですから、残りの31も繰り越しがあるのが望ましいという、そのように受け取っていい答弁なのか。それであれば、これらの施設も一生懸命やって、支出の例えば5パーセント、6パーセントの利益を生み出すと、これで本来なら指定管理者として自主事業をすとか、そうやって施設を活性化していくお金に使うわけです。それを繰り越しが望ましいなんてやってしまったらおかしいのではないかというのが1点目。

もう一つは、赤字の場合はどうするのですか。黙って補填してくれるのなら、それはそれでバランスがとれるかもしれませんが、その点についても伺います。それから、2点目なのですが、長寿命化についてはまずは議会に報告、見せていただきたい。388万円で百数十施設の長寿命化の調査ができたということのほう不思議なのです。何をどうやってやったのかと、図面だけ見てやったのだ

ろうということは何となく感じるのだけれども、本当に役に立つものが成果として得られたのか。私は、言葉だけではどうも疑問が残る。逆に言うと、388万円でできたのはこれぐらいのことなのだというのを議会にぜひ報告すべきだと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

壽崎係長 先ほどの答弁で若干誤解を招いてしまったようなので、修正をさせていただきたいと思いますが、単純に指定管理者の方々が丸もうけをすればいいというような趣旨ではもちろんございません。ただ、申し上げたいのは、逆に毎年代行負担金を積算して、こちらから適正なこの金額でやっていただけると見込んだ額を大きく超えて赤字になるような運営もこれまた困ると、そういった趣旨でございます。

委員のお話にありました繰越金の扱いでございますけれども、何千万円とかという大きな金額を内部留保的に毎年ためていくというのは、それはもちろん不適切だと判断いたしますけれども、毎年の予算づけの中で適切な事業計画とか内容に鑑みまして予算計上した上で設計をしていくというような取り扱いになるかと考えてございます。お話ありましたように、指定管理者のほうが残余金、黒字の部分で市民のサービス向上に向けた自主事業を行うとか、そういった部分については積極的にこれからは事業者のほうと相談をして取り組んでいくように進めてまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

中島部長 先ほど来から答弁をさせていただいておりますけれども、まずは基本的に隠すというか、公表を特に拒むものではございませんが、あくまでも今後修繕、あるいは計画を立てていく基礎資料としてこの調査結果を活用していくということです。今後そういった計画あるいは修繕の個別の中身が出てくる段階でその結果も踏まえた形で報告をきちんと各委員会等で行っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

清 水 指定管理については、繰越金は43の指定管理契約の中で一貫性、統一性が必要なのだろうと、そういう点では繰り越すということで何の問題もないという答弁ですから、それはちょっと間違っているのではないかなと思いますので、場合によっては市長総括に残したいということで、ご答弁あれば伺います。

委 員 長 答弁調整も含めてここで休憩を入れます。再開は13時といたします。休憩いたします。

休 憩 12:00
再 開 12:58

委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

橋本課長補佐 先ほど来からの清水委員の質疑で繰越金の扱いについてですが、コミュニティ施設の運営管理につきましては、市と各運営団体との間で相互に協定を締結し、それに基づき進めておりますが、団体の手元に残った余剰金について市が返還を求めるといったような措置はとってはいないということで、ご理解いただければと思います。

委 員 長 ほかに質疑ありますか。

本 間 103ページ、未来へつなぐ市民力推進事業補助金について、予算300万円に対し、執行額が152万1,926円となって、半分程度が不用額となっておりますが、その原因とそうなった背景について伺います。

委 員 長 答弁調整のため若干休憩します。

休 憩 13:00

再 開 13:02

委 員 長
越前課長補佐

休憩前に引き続き会議を再開します。

まず、未来へつなぐ市民力推進事業補助金につきまして、予算300万円に対しまして執行額が152万1,000円程度ということについての原因と背景ということですけれども、25年度と26年度を比較しまして、補助実績の件数は25年、26年どちらも7件ということで件数自体減っているわけではございません。補助金ベースでは100万円程度減っている現状ではあるのですけれども、これは25年で終わった事業が補助金ベースで62万7,000円程度あったことと、26年度で継続しました事業3件のうち、25年度と比較しまして補助金が前年度に比べまして3事業で52万8,000円程度少なかったという件がありまして、合計で前年と比べれば100万円程度補助実績が減っている実態でございます。300万円に対して150万円ということで、半分ぐらい残っていることについてですけれども、補助金に対する相談件数はこれ以外に1件ありましたけれども、なかなかこの補助対象に見合うような事業にはなり得なくて、補助することには至りませんでした。周知、PRとしましては、制度ができました当初から年2回、広報たきかわと、公式ホームページや班回覧のまちづくり通信のほうに掲載して周知、PRをしているところではありますけれども、実績としては件数では同等できているという実態で、ただこれも平成25年にこの1%事業から未来へつなぐ市民力推進事業ということで事業を見直して3年がたちますので、よりよい制度にするために28年度以降の制度の見直しということも視野に入れて検討しているところです。町内会の補助金につきましても、予算額50万円に対しまして8万円程度ということの実績ですけれども、これも3年継続の事業ではあるのですけれども、初年度25年度1件、26年度はさらに新規1件ということで合計2件ということで推移しているところですが、町内会のほうにつきましては相談の件数は市民力の補助金よりは相談はあるのですけれども、制度のほうで新規事業、または事業を拡大するという要綱になっているものですから、補助申請を上げるまでにはなかなか町内会の活動として難しいということで、件数的にはこのような推移にはなっておりますけれども、今年度につきましては市民力につきましても予算額は見込みとして全て執行する見込みとなっております。町内会の補助金につきましても、30万円の予算ですけれども、件数は今年度ふえておりまして、昨年26年度から比べると申請状況は伸びている状況ではありますけれども、町内会の補助金につきましても見直しを含めて検討している段階でございます。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

ないということですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

以上で総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費、災害復旧費の質疑を終結いたします。

所管入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休 憩 13:07

再 開 13:10

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

民生費

委員長
高橋部長
委員長
民生費の説明を求めます。
(民生費について説明する。)
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。

柴 田
132、133ページ、3款2項2目保育所費、消耗品費、不用額410円、修繕料、ゼロ、工事請負費、不用額ゼロという数字を見て、かなり厳しい数字だなと、もっと余裕ある措置が必要であって、本当に必要な修繕あるいは工事が実施されていたのか。あるいはまた消耗品費、410円です。どこかの係で残した不用額ではなくて、これは保育所全体として410円の消耗品費の不用額という実態について原課としてどのようにお考えなのかということをお伺いしておきます。

前田課長
ご指摘のとおり、予算的には厳しい状況にはございますけれども、なるべく必要なものは流用してでも確実に購入をさせていただくというような対応をさせていただきながら、節約できる部分は節約をしてという形で事業を進めているところでございます。

柴 田
努力はしているのでしょうけれども、修繕料、予算のことには触れませんけれども、これを見ていると流用しても足りる額ではないかと思います。保育所施設は相当老朽化も進んでいる現状において、本当に26年度に必要な修繕あるいは工事、あるいは先ほど申し上げた消耗品も本当に必要な分が満たされていたのかということについてもう一度お尋ねしておきたいと思います。

委員長
例えば予定していた修繕はこういう内容だったので、こういうふうに組んだというほうがよろしいかと思います。

前田課長
26年度におきまして実際に修繕費として支出をしたものといましては、中央保育所のガラスの破損の対応でありますとか、二の坂保育所のアンプの修理、あるいはトイレの修繕等を行ったという実績がございます。それで、昨年度中に絶対にやる必要があるという部分に関しては、この修繕費の中で対応させていただいたと考えております。

委員長
ほかに質疑ございますか。

木 下
まず、1点目、123ページ、3款1項2目の民生費、障害者福祉費、障害者地域生活支援事業に要した経費のうち、基幹相談支援センター、委託料で510万円となっておりますけれども、この内訳をお聞きます。

2点目、133ページ、3款2項2目、民生費、保育所費のうち、保育所の運営管理に要した経費のうち、保育士等処遇改善臨時特例事業、これは新規事業なのですけれども、予算のときに聞けばよかったのですけれども、どのような事業の内容で事業費は617万7,000円ですけれども、この内訳です。

杉山課長補佐
1点目ですが、基幹相談支援センター委託料510万円の内訳ということでご質疑いただいております。算出設計価格になりますけれども、人件費、3人分の賃金、通勤手当、共済費等を見込んでおりまして、それが主なもので513万2,148円、それから需用費、消耗品費、車両のガソリン代、光熱水費等で19万5,720円、あと使用料及び賃借料で90万円、通信運搬費として15万円、合計637万7,868円になりますが、当該委託料につきましては社会福祉法人滝川ほほえみ会のほうに委託してございまして、うち個別給付、いわゆる計画相談支援給付費として歳入として入ってくる部分がありますので、その割合を勘案しまして、全体の80パーセント、637万7,868円の80パーセントということで510万円の委託料と

して算出してございます。

小山係長 2点目の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金について説明をさせていただきます。

保育士等処遇改善臨時特例事業補助金につきましては、保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所に対する補助金であり、私立保育所に勤務する職員が支給対象とされています。社会福祉事業団が運営する3保育所が26年度より従来の指定管理ではなく、施設譲渡により民間保育となったことに伴い、新たに利用できることとなった補助金です。なお、財源といたしましては、国から4分の3、道、市がそれぞれ8分の1を支出することとなっており、社会福祉事業団におきましてはこの補助金に加え、自己資金を拠出することにより職員1人当たりの平均では年間およそ8万3,000円程度の処遇改善につながったところです。

木 下 2点目の保育士等の処遇改善なのですけれども、これからも続けるという考え方でよろしいのでしょうか。

小山係長 予算上は、補助金として支出する予定はございません。

委員長 ほかに質疑ございますか。

本 間 133ページの保育所の運営管理に要した経費の中の広域入所負担金の235万4,000円の予算から578万6,210円の増額について伺います。

小山係長 広域入所の増ですけれども、25年度より5人の増になっておりまして、この広域入所といいますのは、滝川市民が他市町村の保育所に入所するということで市が支出した金額です。大体他市町村に勤務先があるとか、そういうことで入所をご希望の方がいらっしゃるのですが、26年度におきましては里帰り出産が多かったことです。

本 間 里帰り出産をしたときに保育所に入所されて、きっと大変短期間になると思うのですが、そういう場合にどういう負担になるのか、内容がわからないので、もう少し詳しく教えてください。

小山係長 広域入所について答弁させていただきます。

滝川市民が他市町村の保育所に入所をご希望される場合は、26年度におきましては利用料を滝川市で納めて、それで滝川市が運営費負担ということで委託料を他市町村に支払っております。27年度につきましては、子ども・子育て支援新制度になりまして、滝川市が保育料を決めて、入所している保育の地域に利用者が支払うというような流れになっております。その際は、その運営費委託料については利用者負担額を抜いた金額を滝川市が他市町村に納めるというような形になっております。

委員長 ほかに質疑ございますか。

清水 123ページ、事務概要では76ページですが、右の表です。下から3段目、紙おむつが160件ということで、12分の1が1カ月の使用料だと思うのですが、全て在宅対象かというのが1点目です。

2点目、事務概要75ページ、2つ目の表です。9、障害福祉サービス種類別の利用状況、ここで居宅介護、利用人数が月平均42.9ということで、1人当たり10回ぐらいで、1カ月に10日ぐらいということだと思うのですが、もちろん全国一律なはずなのだけれども、そうではなくて、札幌は非常に使えて、旭川は使えないとか、そういう市町村による差があるという話を聞いたので、恐らく他市町では上乘せか何かが行われているのかなと。そこで、滝川市の水準とい

うこととお伺いしたいと思います。

次、133ページ、保育所費ですが、市のホームページを見ても保育料負担区分表、つまり保育料金の所得階層別の料金表がない。私が探せなかったということではないと思うのですが、明らかにないと思うのです。まずそれを確認することと、もし本当に載せていないのであれば、なぜ掲載しないのかということでお伺いします。

次、事務概要87ページで逆に非常に丁寧な表が載せられているということなのですが、5番、年度当初と年度末の在所児数が中央保育所では定員90で89人から年度末で112人、二の坂では76人から101人、一の坂では104から100と。国は定員上限を撤廃し、改悪してきましたが、一方滝川市では保護者は自由に申請してくるわけで、しかし一方でできるだけゆとりを持って保育をするということからいえば、安全保育のために一定の上限を設け、第2希望、第3希望などに入所を勧めるなど、申請でそれ一回で決まりということではなくて、相談をしながら入所する保育所を決めているということなのか伺います。

堀 係 長

私のほうからは、重度の障がい者に対する紙おむつ及び障害福祉サービスの居宅介護の派遣の回数等につきましてお答えさせていただきます。

1点目の紙おむつの支給につきましては、日常生活用具の給付事業で支給しておりまして、施設入所者につきましても必要性を調査の上、支給決定しております。26年度におきましては、実18人支給決定しておりまして、うち5人が重症心身障がい者で、北海道療育園に入所している方にも調査の上、支給しているところでございます。

2点目の居宅介護の派遣回数等についてですが、ヘルパー派遣につきましては主に身体介護、家事援助、通院介助等に回数ではなくて時間数で支給決定しております。全国一律ではなく、各市町村において支給決定しております。滝川市におきましては、支給制限等、特に上限は設けておらず、本人、家族、またサービス利用計画をつくります相談支援事業所と協議、相談の上、その利用計画をもとに支給決定しております。ちなみに、現在在宅の重症心身障がい者の方で身体介護160時間が一番多く支給決定している状況で、障がい者個々の状況に合わせまして支給しているところでございます。

小山係長

保育料負担区分をホームページに載せない理由は何かということで、お尋ねの件につきまして答弁させていただきます。

平成26年度までは保育料の算定におきましては前年度の世帯の所得税を合算した額で決定しておりましたが、この所得税の額については年少扶養等項等の廃止前の旧税額を算定基準としていることから、源泉徴収票等に示されている額とは異なるケースがあるため、利用者の皆様の誤解を招かないよう、直接ご説明させていただくべきと判断して掲載を控えておりました。今年度より子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、保育料については市民税の所得割税額をもとに決定することとなっておりますが、税額控除、配当控除や外国税額控除、住居借入金特別控除、寄附金控除などを適用しないこともあることから、いろいろと誤解を招かない表現を含めて、また公式ホームページにおける子育て関連情報のリニューアルを今検討しておりますので、一緒に協議しながら考えていきたいと思っております。

それと、もう一つ、保護者の申請にどのように対応しているのかというご質問でございますが、年度の年間平均在所率が120パーセント以上となった場合は利

用定員の見直しが必要であり、都道府県の認可や届け出があります。認可定員の範囲内で受け入れを行っておりますが、入所の申請の際には必ずしも第1希望の保育所へ入所できるとは限らないということをお伝えし、ご理解いただいた上で入所の手続を行っております。

清 水

紙おむつについては、実18人のうち5人が療育園、施設ということは、13人は在宅ということなのか。私が聞きたかったのは160件のうちに在宅の方はいるのかということで、もう一回お聞きしたい。

それと、保育所の関係では、例えば中央でいうと、120パーセントということでいえばどこもクリアしている。それで、微妙な表現をされたので、第1希望に入れるとは限りませんよと言いながらも、例えばこれでいうと定員割れしているところもあるわけです。年度末でいうと中央は90人に対して112人と、一方130人に対して123人というところもあるので、その場合は花月をお勧めすることもあるということなのか、そんなことはなく120人というのがあるので、一応お知らせしていると、そのあたり確認ということで伺います。

堀 係 長
小山係長

紙おむつにつきましては、13人が在宅で、5人が施設入所です。

今のご質疑につきまして、年齢の枠もあるものですから、一応ご希望を聞きながらも、年度末、後半に近くなりますと、ほとんどがあいていなかったときにあいている保育所を調整しながら、ご希望に沿えるような形でお勧めしているというような状況でございます。

清 水

東京とか神奈川とかというのはちょっとわけが違うと思うので、そういう意識で聞くわけではないのですけれども、例えば年間に何人ぐらい、ゼロ歳児とか、あるいは1歳児とか2歳児、こういう低年齢を中心に第2希望で入所していただいているみたいな、そういったことで現状をリアルに教えていただきたい。

前田課長

随時この保育所とこの保育所が今その年齢であればあいていますという対応をさせていただいているものですから、統計的にどのぐらいというのはなかなかお答えが難しいものと考えております。

委 員 長
副委員長

ほかに質疑ございますか。

まず、ファミリーサポートセンターの関係なのですが、事務概要90ページ、実態として聞きたいことは、提供会員が前年度30人、依頼会員が171人ということで、実態としては提供会員の数が私は足りていないのかなという印象なのですが、その辺の実態としてはどうだったのかということをもっと伺いたいと思います。

91ページ、学童クラブの受け入れの部分なのですが、東地区もそうなのですが、今かなり希望者がふえてきておりまして、希望するコミセンになかなか入れないという方もふえてきていると思うのですが、前年度、特例で入れているという実態はあるのか伺います。

米澤所長

ファミリーサポートセンターの利用状況についてご説明させていただきます。三上委員のおっしゃるとおり、現在提供会員の人数がかなり不足しておりまして、事務局としましても調整にかなり苦慮しているという部分はございます。それで、職員間で誰かしてもらえそうな方に声をかけたりしているところですが、提供会員になるためには24時間の講習というのを受けなければならないのですけれども、なかなかこれ自体も忙しくて受けられないとか、あとあいている時間で提供していただくというところで苦慮しているところでございます。

関山主査 今後も提供会員の増加に努めるように努力していきたいと思っております。
 学童クラブの特例の利用というご質疑でしたが、特例というのはどういう意味
 なのでしょうか。

副委員長 特例というのは、定員数というのがそれぞれであると思うのです。その地域と
 いうか、コミセンごとに、ここまでは大丈夫だと。ところが、普通は定員を満
 たしたらお断りするというのが実態としてあります。ただ、そうはいつでも、
 特例で、何らかの事情かわかりません。特例でお受けすることがありましたか
 という質疑です。

前田課長 学童の登録に関しましては、毎年2月に新年度の受け付けをさせていただいて
 おります。基本的にその申し込み期間内に受け付けをされた方に関しましては、
 原則全員をお受けするという形の取り扱いをさせていただいております。それ
 で、新年度に入りまして、年度が始まってからやっぱり使いたいのだというこ
 とをおっしゃってこられた際に、既に定員を超えていっぱいという箇所がござ
 いますので、その場合におきましては、既に定員を超えた人数ではありますが、
 児童厚生員とやりとりをさせていただく中で実質的に受け入れが可能であれば、
 お受けをするという対応を常時とっております。それでもこのタイミングでは
 お受けできない方に関しましては、一応キャンセル待ちのような形で登録をし
 ていただくという形で受け付けをさせていただいております。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。
 (なしの声あり)

委 員 長 ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。
 (異議なしの声あり)

委 員 長 以上で民生費の質疑を終結いたします。
 暫時休憩します。

休 憩 13:47
 再 開 13:57

委 員 長 休憩前に続き会議を再開いたします。
衛生費

委 員 長 衛生費の説明を求めます。
 高橋部長 (保健福祉部所管の衛生費について説明する。)
 館 部 長 (市民生活部所管の衛生費について説明する。)
 委 員 長 説明が終わりました。
 これより質疑に入ります。質疑ございますか。

木 下 まず、143ページ、4款1項1目、衛生費、保健衛生費のうち、休日夜間初期救
 急維持確保事業に要した経費のうち、医師報酬1,632万7,500円、報酬額の積算
 の根拠をお知らせください。それと、どこの病院から来ているのか伺います。
 147ページ、4款1項4目、休日夜間急病センターの運営管理に要した経費のう
 ち、これも医師報酬1,141万4,500円、これの積算根拠とどこの病院から来てい
 るのか伺います。

森 課 長 休日夜間初期救急維持確保事業並びに夜間急病センター運営管理のご質疑をい
 ただきました。
 まず、派遣いただいた医師ですが、北海道大学病院から25人、それから市立札幌
 病院から13人、計38人が派遣で来ております。次に、1日の報酬額の積算根
 拠について説明させていただきます。ご承知のとおり、平成26年10月1日より

保健センターから市立病院へ機能移行しまして休日夜間初期救急事業を行っています。事業をスタートさせるに当たりまして、医師の派遣元の北大病院、それから市立札幌病院と協議の結果、報酬額を見直しておりますので、決算書のページ数は前後しますが、休日夜間急病センターの運営に要した経費、そして休日夜間初期救急維持確保事業に要した経費の順に説明させていただきます。まず、147ページに記載の休日夜間急病センターの積算ですが、1時間当たり9,250円に時間を掛けた額で積算しています。土曜日については午後2時から午前9時の19時間ですので、旅費を含む税抜きですと17万5,750円となります。また、日曜祝日については午前9時から翌午前8時までの23時間ということになりますので、21万2,750円をお支払いいたしました。また、続きまして、143ページに記載の休日夜間初期救急事業の積算ですが、1時間当たり1万2,000円に時間を掛けた額で積算しております。診療時間については、9月末までと同様ですので、土曜日は旅費を含む税抜きですと23万3,500円、日曜祝日は28万1,500円をお支払いしたところであります。

委員 長
清 水

ほかに質疑ございますか。

145ページ、4款1項3目保健センター費で、保健事業に要した経費の健康診査事業77万円余りで、事務概要では111ページの右のほうに母子保健事業で、これは医師の健診だと思うのです。112ページのほうは歯科の集団健診、そして栄養の集団健診、この3つのことを指しているのかなと思うのですけれども、1歳6カ月では248人です。3歳児で291人、これは歯科健診と同じ数ですから、同じ日に行ったのか、別の日でもきちんと同じ方が来たのかと思うのです。たしか毎年100パーセントにはいかないという答弁が出ていたと思うのですが、26年度は対象者の何パーセントだったのかということをお伺いします。

151ページ、収集運搬車は収集後リサイクルンに行くわけですが、往復は運転手1人でよいという契約になっているのか。2点目として、作業員のけが、あるいは住民とのトラブルというか、住民との収集にかかわるトラブル、収集運搬にかかわる苦情等はなかったか、あったから質疑しているというのではなくて、全くさらの状態でお聞きをしております。

次、分別収集なのですが、同じ151ページ、一番下段ですが、この中の指定ごみ袋等保管配送委託料について、日々の業務量、作業人数や車両の台数等で伺います。また、保管スペースについて伺います。

次、153ページ、最終処分場ですが、委託管理費1,700万円程度で、契約でどうなっているのかということでお聞きします。代表的な一日、月曜から土曜までやっていると思うのですが、土曜を除いた日が代表的になるのかと思います。重機の台数や作業員人数、受付の人数などについて伺います。また、積算内訳、人件費や車両費、その他などで伺います。次に、し尿収集処理ですが、同様に毎日の車両台数、作業員数、また積算内訳について伺います。

それと、今のご説明で153ページの不用額について集団資源回収の委託費の残及び負担金の残というご説明だったのですが、集団資源回収の委託というのは町内会でやっているところに来る深田商店さんなどの古物商の組合あります。そこに対する委託料あるいは負担金等の残ということなのか、全くそうでなくてこういうもののということでお伺いします。

運上係長

1歳6カ月健診と3歳児健診についてお答えいたします。

まず、145ページのご質疑にありました健康診査事業77万8,981円については、

大橋係長

母子保健の健康診査ではなくて、20歳代、30歳代健康診査と肝炎ウイルス検査の委託料、通信運搬費、その他の費用となっております。ご質疑にありました1歳6カ月健診、3歳児健診の受診率ですけれども、1歳6カ月健診は対象数262人のところ、受診数248人で94.7パーセント、3歳児健診は対象人数312人、受診数291人の93.3パーセントということで、大体例年どおりの受診率となっております。

1点目の収集運搬業者の関係でございますが、収集に関しましては運転手と作業員の2人体制の契約としております。また、契約の中で業務に支障を来すことのないよう必要な従業員を配置するとともに、従業員の労務管理並びに安全衛生管理については十分な注意を払うこととしていることから、何か支障があれば代替の運転手や作業員を配備する体制は整っているものと認識しております。

2点目の作業員のけが、住民とのトラブルなどあったかということでございますが、平成26年度から新たにガスマン、蛍光灯、ライターなどの危険ごみを個別に収集する特定品目の回収をしていることもありまして、じん芥車の火災は昨年度は発生しておりません。作業員については、大きなけがの報告は受けておりません。住民とのトラブルについては、一部で収集漏れなどによる苦情等はありませんが、大きなトラブルはないものと認識しております。

次に、指定ごみ等保管配送委託料の関係でございますが、こちらのほうは食創滝川支店に委託しているもので、事務員が1人、作業員1人、運転手1人で業務しているもので、販売店からの連絡を直接受け、月に8回程度、基本的には4トントラックで運送しております。いずれも専任ではなく、市の業務以外の業務とあわせて行っているものです。

次に、保管スペースにつきましては、200坪ある食創の倉庫の一部を利用させていただいております、多いときで55万枚のストックをしているものです。

次に、最終処分場の管理委託費でございますが、こちらのほうはソラチ環境に委託しているものです。営業日は、基本的に月、火、木、金の週4日間でございます。営業時間は、8時45分から16時30分までです。重機の台数につきましては、ショベル、ダンプ、バックホーの3台、受付1人、作業員1人ですが、受付に関しましては実際の作業にも従事しております。次に、最終処分場の管理委託費でございますが、こちらのほうにつきましては実際の最終処分場の管理委託をしている経費につきましては1,647万円で、それ以外に水質分析、貯水槽清掃、浄化槽補修となっております。その1,647万円のうち、約6割が人件費となっております、それ以外が車両及び諸経費と積算しております。

次に、し尿処理の関係でございますが、毎日の車両台数につきましては、稼働日は月に20日間前後で、ハヤシ環境とソラチ環境の2社と契約しております。車両につきましては、1日合わせて4台、作業員はそれぞれ2人で稼働しております。積算の内訳でございますが、人件費は約6割となっております。それ以外につきましては、車両及び諸経費と積算しております。

続きまして、衛生費、清掃費、じん芥処理費の中の委託料と負担金の不用額がある件につきましては、委託料の不用額に関しましては集団資源回収の収集を実際に行っております資源回収組合、滝川再生資源組合に払っている委託料です。負担金につきましては、実際に町内会等の団体が資源ごみを出しているのですので、そちらのほうの重量に応じて支払いしている負担金でございます。

清 水

まず、1歳6カ月、また3歳児の集団健診の実施率というのが94.7パーセント、また93.3パーセントと決して高い数字ではない。市の努力が足りないということではなくて、今の社会状況を一つあらわしているのではないかな。非常に大事な必ず受けなければならないようなものなので、保健センターも一生懸命、健康づくり課でもいろんな努力をされていると思うのですが、26年度でどのような努力を、例えば電話しても、来ると言っても来ないとか、ある日に実施したけれども、来なかった。こういった方に対してどのような努力をされたかということで伺います。

運上係長

151ページについては、収集後積んで走るという、積んで走って、おろして空になって帰るという、ここで運転手1人の状態を私は見ているので、それが契約どおりかということをお聞きしましたので、もう一度ご答弁をいただきたい。

1歳6カ月健診、3歳児健診の未受診者への勧奨について行っている対策についてお答えいたします。

1歳6カ月、3歳児健診とも、まず対象月にいらっしゃらなかった場合は翌月でもいいと案内しております。2カ月続けて未受診だった場合には、地区担当の保健師のほうに連絡しまして、電話確認、または訪問などで確認をしております。それは、1回で連絡がつかない場合には繰り返し、毎月の健診を案内していくということでお誘いをしております。また、どうしても電話がつかない、訪問してもお宅にいらっしゃらないという場合は、保育所に入所していることがありますので、子育て応援課のほうに連絡をしまして、保育所に入所しているお子さんかどうかの確認をした上で、場合によっては保育所のほうにお子さんのご様子を伺ったり、それはなるべく保護者の同意を得てのことですけれども、同意が得られない場合には、健診になるべく来ていただけるように送迎の折に保護者の方に保育所からも後押しをしてくださいということをお願いしております。

近年は、そのようにしましてもなおどうしても子供の所在が確認できない家というのが昨年1件ありまして、どこにも所属していない様子だということと、それから再三の数カ月にわたるいろいろな勧奨方法をしてはまずご連絡が全くとれない。家のほうに朝行っても夜行っても不在であって、お手紙を置いてきてもお返事がないという方が1件ありまして、今後そういうご家庭がふえてくるだろうということがありまして、昨年は家庭児童相談室のほうと相談をしまして、どうしてもそのように子供の所在が全くつかめないという場合には、あらかじめこちらの健康づくり課から最終手段として最終通告のようなお手紙をお出しした上で、それでもご連絡がない場合には家庭児童相談室を通じて要保護児童対策協議会のもとに、いろいろな関係機関のほうにお尋ねすることがありますというような中身で家庭児童相談室のほうと相談いたしました。昨年はそのような方が1人おられたのですが、幸いにこちらからの最後のお手紙に返事をいただけまして、3歳児健診に来ていただけたということがありましたので、市以外の関係機関のほうにご協力いただくという状況はまだ起きていないということです。

大橋係長

先ほどの収集後1人で運転している事例があるというご質疑でございましたが、市と契約していない事業者と直接契約し、収集している事業系廃棄物に関しましては1人で収集している場合もあるということをお聞きしておりますが、市で収集委託している家庭系ごみについては必ず2名で行っているということで

委員 長
小 野

ございます。
ほかに質疑ございますか。
まず、147ページの4款1項3目保健センター費の中の女性のがん検診推進事業に要した経費、これについての内訳を教えてください。
それと、149ページ、4款1項5目の中の墓地の運営管理に要した経費、これは将来的に私もお世話になることなのですけれども、その中で諸費の内訳を伺います。また、いろいろ利用する中で例えば部屋が狭いとか、これは組合のほうと関連するかもしれませんけれども、その辺の苦情はなかったのか、それに関してお聞きします。
それと、153ページの4款2項1目じん芥処理費の中で、先ほど集団資源回収は減になったということだったのですが、じん芥処理費の回収等の委託料とあります。その委託先は何件あるか。それと、集団資源回収奨励金がございます。これについては団体数、どの町内会に幾ら払ったとか、もしわかればそれと、キロ的な金額はたしか2円だと思うけれども、その数字は変わっていないかどうか。

委員 長
小 野

153ページの集団資源回収の委託先が組合という説明だったのですけれども、組合の数ということですか。もう一度お願いします。
もう一度申し上げます。
ごみ減量化推進事業に要した経費の中の集団資源回収奨励金があります。これに対しては、どこにどれだけのお金を払ったか、もしわかればその件数ということと、それから回収の委託料を払っている先は何件か伺います。

村井係長

女性のがん検診推進事業に要した経費についてご説明させていただきます。
女性のがん検診推進事業につきましては、20歳以上の子宮がん検診と、それから40歳以上の乳がん検診の費用に当たります。内容は、検診を委託している機関、病院等の手数料、委託料がほとんどでございます。

大橋係長

まず、1点目、墓地のその他諸費でございますが、主なものといたしまして、滝の川墓地トイレ清掃賃金、こちらが11万円、除草剤、区画管理くいなどの消耗品、これが41万5,000円、水道代、電気代の光熱費、こちらが15万6,000円、墓地の修繕費、こちらが10万7,000円、ごみ処理、し尿などの手数料、こちらが10万2,000円、管理除草、墓地清掃、浄化槽点検、管理図の修正に係る委託料、こちらが156万3,000円、仮設トイレの賃借料、こちらは北泉岳寺のトイレでございますが、こちらのほうが24万7,000円、それと墓地傾斜対策助成金が10万円でございます。
次に、墓地に関する狭い、広いという苦情があるかということでございますが、基本的にそういった苦情は今のところはありません。
次に、集団回収の関係でございますが、集団回収を行っている組合ですが、こちらは7団体あります。町内会に支払っている金額でございますが、町内会の団体数は155団体、金額は345万2,729円でございます。

委員 長
副委員長

ほかに質疑ございますか。
事務概要41ページです。埋蔵が218件ということで、その横を見ていくと承継譲渡というのが103件。つまり何を言いたいかというと、承継譲渡されていればいいのですけれども、そのまま不明になっている、そういう墓地というのが何件ぐらいあったのかということと、それに対する対策というのは練られたのかどうなのかということ伺いたしたいと思います。

大橋係長 不明墓地に関するご質問でございますが、不明が何件あるかというのは、数は押さえてございません。その対策でございますが、墓地法が昭和23年にできたのですけれども、それ以前に建てた墓地についてはこちらのほうで把握していないものです。承継等103件ということでございますが、その墓地に名乗り出た方がほとんどでございます。今後につきましても、名乗り出るのを今のところは基本的に待っているような状況でございます。

副委員長 それでは、滝の川墓地と江部乙墓地、空知太墓地、それぞれ何区画ずつあって、今現在何区画あるのかということを伺いたいと思います。

大橋係長 墓地の区画数と使用区画数でございますが、滝の川墓地が4,780区画、そのうち使用されているのが4,502区画です。江部乙墓地に関しましては、1,763区画ありまして、そのうち使用されているのが1,659区画。空知太墓地につきましては、2,869区画ありまして、使用されているのが2,818でございます。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 ここで答弁の訂正がありますので、発言を許します。

村井係長 申しわけありません。先ほどの小野委員からのご質問のところで、女性のがん検診推進事業に要した経費についてお答えしたところなのですが、対象者のところを子宮がんについては20歳以上、乳がんについては40歳以上ということだったのですけれども、これにつきましては20歳の方の無料クーポンのがん検診費用、それから乳がんについては40歳の方の無料クーポンのがん検診費用という形ですので、訂正させていただきます。

大橋係長 先ほど集団資源回収奨励金で町内会155とお答えしましたが、町内会が134、それ以外の団体が21、合わせて155ということで訂正させていただきます。

委員長 小野委員、よろしいですか。

小野委員 わかりました。

委員長 ほかに質疑がないようですので、質疑の留保はなしとして確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 以上で衛生費の質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 14:36